

## 第5次積丹町総合計画「基本構想」の変更について

第5次積丹町総合計画「基本構想」について、積丹町総合計画条例第3条に規定する基本構想の変更を議会の議決に付するにあたり、同条例第7条の規定に基づき、次のとおり変更する。

「はじめに」の「I 計画の策定にあたって」の「1 総合計画とは」の「(3) 総合計画の性格と役割」中「これから10年間のまちづくり」を「これから14年間のまちづくり」に改める。

「はじめに」の「I 計画の策定にあたって」の「1 総合計画とは」の「(4) 総合計画の構成と期間」の「①基本構想」中「基本構想の計画期間は平成24年(2012年)度から平成33年(2021年)度までの10年間とします。」を「基本構想の計画期間は平成24年(2012年)度から令和7年(2025年)度までの14年間とします。」に改める。

同「②基本計画」中「基本計画の期間は、基本構想と同様に、平成24年(2012年)度から平成33年(2021年)度までの10年間としています。」を「基本計画の期間は、基本構想と同様に、平成24年(2012年)度から令和7年(2025年)度までの14年間としています。」に改める。

同「③実施計画」を次のように改める。

### ③実施計画 ～事業を示したものの～

基本計画で示した施策を具体的に進めるための事業について、実施する事業内容などを示しています。

事業の実施は、本町の財政状況及び国や北海道の動向によって、予算の配分や実施時期などに影響を受けるため、はじめに、平成24年(2012年)度から平成26年(2014年)度までの第1期実施計画(3年間)を策定し、ローリング方式\*により事業の評価・検証を行いながら進捗管理、必要な事業内容の見直しを行い、その後、同様に第2期実施計画(3年間)、第3期実施計画(4年間)、第4期実施計画(4年間)を策定、見直しながら計画を進めていくこととします。

	年度														
和 暦	平成24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7	
西 暦	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
①基本構想	平成24～令和7年度(14年間)														
②基本計画	平成24～令和7年度(14年間) <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">必要に応じて、中間年度に見直し</span>														
③実施計画	第1期実施計画(3年)			第2期実施計画(3年)			第3期実施計画(4年)				第4期実施計画(4年)				
		ローリング*	ローリング*				ローリング*	ローリング*	ローリング*						
			第1期 まとめ		ローリング*	ローリング*	ローリング*				ローリング*				
						第2期 まとめ	ローリング*	ローリング*	ローリング*	ローリング*		第3期 まとめ	ローリング*	ローリング*	ローリング*

**ローリング方式**：社会経済の変化に弾力的に対応し、計画と現実が大きくかい離することを防ぐため、毎年度修正や補完などを行いながら計画を進めるやり方のことです。